

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例（平成20年4月25日京都市条例
第2号）（文化市民局市民生活部区政推進課）

学術研究のための戸籍及び除かれた戸籍に関する情報の提供に係る手数料について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じ、規定を整備することとしました。

この条例は、平成20年5月1日から施行することとしました。

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年4月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第2号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1区分の欄中「第10条第1項又は」を「第10条第1項,」に改め、「第5項まで」の右に「又は第126条」を、「又は法第48条第2項（法第117条において準用する場合を含む。）」の右に「若しくは第126条」を加える。

附 則

この条例は、平成20年5月1日から施行する。

（文化市民局市民生活部区政推進課）